

加齢対応構造等のチェックリスト(既存住宅)
【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条に規定する基準】

1. 申請事業の内容

☐ 新築 ☒ 既存

2. バリアフリー基準への対応状況

☐ のある欄は、該当するものを
☒ に置き換えてください

☐ を ☒ に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条に規定する基準】			
1 住宅の専用部分に係る基準			
手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、 (ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便 所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空 間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便 所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」 という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地 階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。)) を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階に あるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる 経路をいう。以下同じ。)内に存するものに限る。	☐ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない		
(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準		
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場 合にあっては両側)に設けられているこ と。ただし、ホームエレベーターが設け られている場合にあっては、この限りで ない。	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段があるがホームエレベーターも設置 ☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段があるが左欄をみたさず非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm
便所	立ち座りのためのものが設けられてい ること。	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合	
浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内で の姿勢保持のためのものが設けられて いること。	☐ 住戸内に浴室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合	
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のた めのものが設置できるようになっている こと。	☐ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替 えも必要としないため該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合	
脱衣 所	衣服の着脱のためのものが設置でき るようになっていること。	☐ 住戸内に脱衣所はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合	
2 住宅の共用部分に係る基準			
共同居住型賃貸住宅(賃借人(賃貸人が当該賃 貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃 貸人)が共同して利用する居間、食堂、台所その他 の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をい う。)にあっては、手すりが、次の表の(い)項に掲 げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合してい ること。	☐ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない		
(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準		
共用 便所	立ち座りのためのものが設けられてい ること。	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合	
共用 浴室	浴槽出入りのためのものが設けられて いること。	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合	